転出入の手続きについて

■池田市内外の学校へ**転出する場合**

転校（転出）の手続きは次のようになります。
学校納入金等の精算をしますので、早めに学級担任へお知らせください。

① 池田市役所１階　総合窓口課で住民異動（転出）の届けを出します。
『就学及び異動通知書』が発行されます。
※時期・内容によっては、教育委員会総務・学務課へ案内される場合があります。
② **『就学及び異動通知書』**を石橋小学校へ提出します。
石橋小学校で**『在学証明書』『教科書用図書給与証明書』**を発行してお渡しします。
また、給食費等の学校納入金の精算を行います。残額がある場合は返金します。不足する場合は納入をお願いします。
③ 転出先の市町村で住民異動（転入）の手続きをします
④ 転出先の教育委員会で通学される学校が指定されますので転入の手続きをします。
⑤ 転出先の学校へ石橋小学校で発行した**『在学証明書』『教科書給与証明書』**を提出してください。

■石橋小学校へ**転入する場合**

転入の手続きは次のようになります。
転入の時期によっては、学校納入金等の調整をさせていただきますので、ご了承ください。

① 池田市役所１階　総合窓口課で住民異動（転入）の届けを出します。
「就学及び異動通知書」が発行されます。
※時期・内容によっては、教育委員会総務・学務課へ案内される場合があります。
② 石橋小学校へ**「就学及び異動通知書」**と転入前の学校で交付された**『在学証明書』『教科用図書給与証明書』**を提出します。
③ 石橋小学校から『家庭環境調査票』『預金口座振替依頼書』『児童保健調査票』『学校給食申込書』等の書類をお渡ししますので、提出をお願いします。
④ 学校指定品等の案内をしますので、必要に応じて購入願います。

■教科書ついて

教科書は、無償給与となっており、使用する教科書は各市町村ごとに採択されています。一度給与された教科書は再給与されません。紛失された場合などは、ご家庭で購入していただくことになっています。

転入された場合は、池田市の学校で使用している教科書の内、以前の学校で給与されていない教科書のみ給与されます。ただし、３月中に転入された場合は給与されません。